

第7回漁業特定技能協議会 (議事概要)

1. 日 時：令和6年12月12日(木) 13:30～15:00

2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席者：

【2号構成員】

一般社団法人大日本水産会	参与	木上正士
	事業部長	松本冬樹
	業務課長	茅野直登
	係長	甲斐将大
全国漁業協同組合連合会	部長代理	藤田真悟
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会	代表専務理事	納富善裕
一般社団法人全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷拓郎
一般社団法人全国いか釣り漁業協会(WEB)	会長	中津達也
一般社団法人全国まき網漁業協会(WEB)	参事	伏島一平
一般社団法人日本定置漁業協会	専務理事	玉置泰司
全国かじき等流網漁業協議会	専務理事	三戸 務
全国さんま棒受網漁業協同組合(WEB)	専務理事	大石浩平
一般社団法人全日本持続的養鰻機構 (WEB)	副会長	保科正樹
	事務局	吉富嗣希
	事務局	伊豆野純平
全国内水面漁業協同組合連合会(WEB)	専務理事	中奥龍也
	業務課長補佐	師田彰子
長崎県水産経営課(WEB)	総括課長補佐	川原隆浩
	課長補佐	横山文彦
	技師	日野嵩志
一般社団法人全日本錦鯉振興会(WEB)	事務局長	瀬沼 務
愛南漁業協同組合(WEB)	外国人雇用対策室	木村優子

【3号構成員】

全日本海員組合	水産局長	高橋健二
	水産部長	漢那太作
	専任部長	釜石隆志

【4号構成員】

水産庁漁政部企画課	課長	河嶋正敏
-----------	----	------

	課長補佐	松村貴子
	新規就業専門官	図師尚文
	企画官	青木 滋
	係長	富田峻平
	係員	東 拓海
	係員	林 優里
増殖推進部栽培養殖課	課長補佐	佐藤友介
資源管理部国際課 (WEB)	課長補佐	山田源太
出入国在留管理庁政策課 (WEB)	係長	蔵根早代莉
在留管理課 (WEB)	係長	本山孝文
警察庁刑事局組織犯罪対策部 (WEB)	課長補佐	笠畑慎二
外務省領事局外国人課 (WEB)		市川恵一
		堀井水元
厚生労働省外国人雇用対策課		
海外人材受入就労対策室	室長	南摩一隆
	係長	岡田浩徳
国土交通省海事局船員政策課	専門官	渡邊雄太

【事務局】

水産庁

一般社団法人大日本水産会

4. 議事要旨：

議題 1. 特定技能制度の実施状況に関する情報共有

事務局より、資料 1 に基づいて、特定技能試験の実施状況の報告と、特定技能 2 号についての説明が行われた。

- ・ 特定技能 2 号として一定期間在留した場合は永住者の在留申請をすることができる。
- ・ 外国人であることを理由に特定技能の組合加入を排除することはできない。
- ・ 永住許可を取った外国人がそのまま漁業に残ってくれる保証はないので、残ってもらえるような環境を地域で整えることが必要。

主な質疑応答は以下の通り。

● 特定技能 2 号に移行した者はいるのか？

→ 入管庁の情報によると、今年 10 月末時点で、漁業分野の特定技能 2 号での在留者は 2 名と聞いている。

特定技能 2 号は永住権につながる資格ということで、いずれ漁協の組合員になることも漁業権を持つことも可能になる。転職も可能なので、別の業界へ行

ってしまう可能性もあり、特定技能2号の受け入れにはデメリットも多いのではないかと。本当に日本にとって、漁業者にとってプラスになるのかを考える勉強会をするべきではないか。

→特定技能2号試験の合格者が出てきているので、いま一度話し合う機会はあっても良いかもしれない。永住許可が得られれば、漁協の組合員になることや漁業経営も可能であり、担い手の一人として地域で受け入れなければならない。

- 何年在留していると永住権を取得できるのか。

→10年間の在留実績と、うち直近5年が就業可能な在留許可であれば、永住権を申請することが可能。（特定技能1号で5年、特定技能2号で5年間に在留すれば取得可能。）

- 漁業であれ農業であれ、技能実習や特定技能1号からステップアップしてほしいと思うが、転職して他の分野に行ってしまうと、結局人手不足になってしまうと、何をやっているのだという話になる。

→特定技能は、制度上、一旦漁業で日本に入ってきた後に勉強して、他分野の特定技能試験に受ければそちらに転職することが可能という仕組みになっている。漁業にずっと居てほしいという気持ちはわかるが、待遇など労働環境をしっかりと整えていかないと、つなぎ留められないのではないかと。雇用する側も使い勝手がいいからという理由で雇用するのではなく、大切な担い手の一員として考えていくべき。

議題2. 2号構成員として講じる措置について

事務局より、資料2-1、2-2に基づき、特定技能外国人名簿の作成や指導要領の作成について、説明があった。

主な質疑応答は以下の通り。

○特定技能外国人名簿の作成について

- 氏名の読み方についてカタカナ表記の項目がある意味を教えてください。在留カードにもカタカナ表記はなく、意味はないと考えるが。

有事の際にその人物を照合する場合、生年月日、アルファベットを追っていくので、カタカナ表記は意味がない。

インドネシアでは、通常用いている呼び方とアルファベットの読みが違う者が多く、また、普段からフルネームで呼ぶことがないので、読み方がわからない場合も多い。

→単純に読み方が分からないのは困ると思え、カタカナ表記の項目を加えたのだが、逆に混乱を招く恐れがあるというご意見なので、カタカナ表記は記載項目から落としたい。

- 雇用期間は、受入れ機関において雇用し始めた日からになるのか。
→契約書に記載の雇用期間を記載いただきたい。
- 兼業している場合、雇用期間の記載を工夫しなければならないと思う。
→個別に相談することとしたい。

○指導要領の作成について

- 既に指導体制を構築し、登録要領も作成しているが、それとは別に作る必要はあるか。
→既に作成されている団体は、既存のもので構わないが、不足している項目があれば、追記いただきたい。
- 指導要領の作成は義務か。また、水産庁に提出する必要があるのか。指導要領は公表されるものなのか、教えていただきたい。
→指導要領の作成に努めることとし、公表は考えていない。

議題３． 特定技能協議会漁業分科会・養殖分科会の開催状況について

事務局より、分科会の開催状況について報告があった。（昨年の協議会での報告以降、各分科会とも開催実績なし。）
（質疑は特になし。）

議題４． その他

その他として、以下の報告があった。

- ・ 漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について
- ・ 関係書類の押印等について
- ・ 規模の大きな事業者の協議会加入
- ・ 窓口混雑や審査結果通知の延滞に係るお知らせ（注意喚起）

以上